

○事務行政（22-25）択一式（法律）問題例

問1 教育を受ける権利に関する次の記述のうち妥当なのはどれか。ただし、争いがある場合は判例による。

1. 子どもの教育内容の決定については親、私立学校、教師、国が関わり、教師の教授の自由が一定範囲において肯定されると同時に、国にも必要かつ相当な範囲において教育内容決定権が認められる。
2. 学習指導要領は、教育のあるべき姿を示すものとして綱領的・助言的性格をもつものと位置付けられる。したがって、教師はこれに従わなくとも、懲戒処分等の法的制裁を科されることはない。
3. 教科書検定は表現物の行政権による事前チェックであり検閲に当たるとされるが、教育を受ける権利を全国的に一定の水準で実現する必要があるため、公共の福祉の見地により許容される。
4. 憲法は義務教育を定めているので、子どもは教育を受ける義務を負う。これは、子どもの自律権を一定程度制約するが、人としての人格的成長のためにやむを得ない制約とされる。
5. 義務教育の無償が憲法上定められている。これは、教育の対価である授業料、及び教育において必須の位置付けを受ける教科書について無償とすべきことの要請である。

問2 未成年者の行為能力に関する次の記述のうち妥当なのはどれか。

1. 未成年者Aが法定代理人Bの同意を得ずにCから300万円の贈与を負担なしで受けた場合、BはA・C間の贈与契約を取り消すことができる。
2. 未成年者Aが法定代理人Bから営業の種類を特定して営業を許された場合、Bはいかなる理由があっても、その営業に関する許可を取り消すことはできない。
3. 未成年者Aが法定代理人Bの同意を得ずに自己所有の不動産をCに売却する契約を締結した場合、AはBの同意を得なくても、この契約を単独で取り消すことができる。
4. 未成年者Aが法定代理人Bの同意を得ずに自己所有の不動産をCに売却する契約を締結し代金を受領したが、Bがこの契約を取り消した場合、Aが代金の一部を浪費していたときでも、Aは代金の全額をCに返還しなければならない。
5. 未成年者Aが法定代理人Bの同意を得ずにCと売買契約を締結した。AもBもこの契約を取消可能であると知らなかった場合でも、契約締結時から5年を経過したときは、取り消すことはできない。